

# 第97号

NPO法人建築Gメンの会

〒206-0025

東京都多摩市永山 4-2-4-108

発行責任者: 理事長大川照夫

TEL 042-311-4110

FAX 042-311-4125

E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

Homepage URL

<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 建築Gメンだより「東日本大震災と木造住宅」……………1
- 新任建築Gメンの抱負……………5
- 新聞ニュースより……………7
- 事務局からのお知らせ……………8

《建築Gメンだより》

「東日本大震災と

木造住宅」

文責 理事 建築Gメン

山形県 蒲生 政明

平成二十三年三月十一日、私は山

形市内で木造住宅の補修方法について打ち合わせを行いました。

この建物は、柱・壁の垂直度が隣家の方向に一メートルに対し十五ミリメートルほど傾いています。床の

水平度は一メートルに対し三十七ミリメートルほど傾いており、これらの傾きは生理的限界を超え、倒壊

の危険がある状態です。昭和四十三年建築(木造二階建て)ですから、

新耐震基準(昭和五十六年六月施行)以前の建物であり、一般診断法

による木造住宅の耐震診断では、上部構造評点は〇・三四でした。

この住宅は地盤調査の結果、深さが約二メートルまで自沈層が存在

する軟弱地盤の上に建っていることがわかりました。また、隣家の解体

工事の時期に大きく傾いたことから、解体工事業者と隣家の責任に

ついて話し合いが持たれています。



既存住宅の床下の地盤調査(山形)  
(スウェーデン式サウンディング試験)

平行して、この建物は沈下修正の

補修工事を行うべきか、修正をあきらめて改築をすべきかの打ち合わせを行っていました。その最中に大

地震が起きたわけです。山形市は震度4でしたが、地盤が悪いこともあり、さらに傾いてしまいました。

柱・壁の勾配が一メートルに対し二十三ミリメートルとなり、床の勾配

が一メートルに対し九十一ミリメートルとなってしまい、とても危険

な状態になりました。今、改築の方向で検討していますが、よく倒壊し

なかったものと思います。

郡山市内で、バルコニーとウッド

デッキが壊れた住宅を調査しまし

た。郡山市は震度6弱です。木造二

階建てで、地盤は良くありません。

部分的に自沈層が点在しており支

持層は深さ二・五メートル付近にあ

ります。地盤調査報告書の考察では、

「家屋の基礎は根切り底へ入念な

転圧を施し、地耐力の向上・安定を

図った上でべた基礎とする」とあり

ます。これに対し設計者と建築主は

慎重に判断し、注状改工法による

地盤改良工事を行っています。



布基礎とテラスの接合部に開いた隙間(郡山)

建物の現状は、一階の多くの壁に幅一ミリメートルを超えるひび割れや隙間が生じ、二階には幅〇・五ミリメートル以下のひび割れが若干生じています。壁や床の垂直度は、一メートルに対し二ミリメートル以下の傾きであり、建物の沈下や変形は認められませんでしたが、問題は、テラスやウッドデッキが沈下し壊れたことです。建物外周の基礎とテラス接合部に約二、四センチメートルの隙間が生じ、バルコニーの柱がテラス上にあることから、テラスとともにバルコニーの柱が約三センチメートル外側に移動しています。その結果、バルコニーの一部が損壊してしまいました。ウッドデッキは、地盤の沈下と移動により損壊しています。また、エコキュートの貯湯タンクユニットが倒れてしまいました。この貯湯タンクユニットは転倒防止金具を取り付けていません。担当した工事業者は転倒防止金具を取り付ける義務はないと主張しています。しかし、エコキュートには転倒防止金具が付属しており、工事説明書には、貯湯タンクユニットは上部を壁に固定するよう指示さ

れていました。安全のため、必ず二箇所を固定することとあります。改めて周辺を見回しますと、貯湯タンクユニットの据付け工事は、アンカーボルトと脚固定金具だけというのが実に多いことに気がつきます。この建物は、基礎部分については注状改良工事を行ったことで沈下現象は生じませんでした。建物より外側の敷地部分が軟弱地盤のままであることから、テラスやウッドデッキが沈下現象を起こしたものです。



沈下・移動したウッドデッキ(郡山)

なお、財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断「一般診

断法」では、地盤が悪いために地盤改良や杭基礎を行った場合でも軟弱地盤割増を行います。これは、地盤改良や杭基礎によって建物の支持力は増すものの、建物の揺れを防ぐことはできないということです。したがって、軟弱地盤の土地の場合には、地盤改良や杭基礎を行ったうえで、さらに耐力壁量の割増を行うことが必要になります。

\*

福島市内で、地震保険の全損に該当する住宅を調査しました。福島市は震度5強です。木造二階建てで、地盤は良くありません。過大な沈下に注意を要する軟弱地層が、敷地の南側が深さ二メートル前後、北側が五メートル前後まで分布しています。南側が浅く、北側が深いことから、この敷地の地盤は均一ではないことが分かります。この地盤に建つ建築物は、北側にかけて沈下する可能性が高いと思われます。現状は正にこのとおりに不同沈下が起きてしまいました。

地盤調査報告書の考察には、「注意を要する軟弱地盤の存在として、南側の二測点が深さ二メートルに

かけて断続的に観測され、北側の二測点が深さ五メートルにかけて断続的に観測されている」との記載があります。その結果、基礎選定では「ベタ基礎」とし、選定理由として、「極端な軟弱地盤ではありませんが、建物の水平性能を長期的に維持する為には、荷重の分散を図り地盤に対する負担を軽減する事が不可欠と判断し、上記仕様をお勧め致します。地盤に不均一性が見られる為、深基礎、小口径鋼管杭等併用の検討が必要となります」と記載されています。結局、この建物は通常のベタ基礎だけで建築され、まわりの建物の多くが無傷であるのに対し、この建物のみが地震保険の全損に該当する被害を被ったこととなります。

スウェーデン式サウンディング試験の目的は地盤の支持力評価とともに、地盤の不均一性をチェックするために行うものです。本件建物に不同沈下が発生した誘因は確かに地震による揺れですが、適正に基礎形式を選定し、新耐震基準で設計を行った木造住宅は耐震5強でこのような状態にはなりません。真の原因は、地盤調査におけるスウェー

デン式サウンディング試験の結果を適正に判断することなく、行うべき地盤補強を怠ったことによるものです。

担当した施工会社は、この建物が沈下した原因は、あくまで地震によるものであり、当社に責任はないと主張しています。



室内壁の破損状態(福島)

\*

仙台市内で、一階部分の外壁と内壁が破損した住宅を調査しました。仙台市は震度6弱です。木造二階建てで、地盤は良好です。建物の現状は、一階において多くの外壁と室内壁が破損し剥落しています。二階は

幅〇・五ミリメートル以下のひび割れが若干生じている程度です。壁や床の勾配は、一メートルに対し三ミリメートル以下を示しており、建物の沈下や変形は認められませんでした。

ここでも施工会社は、壁が破損した原因は建物の問題ではなく地震によるものと主張しています。建築主は、第三者の調査によって破損した原因を明らかにしたいという点とです。



室内壁の破損状態(仙台)

資料調査の結果、工事請負契約書及び設計図と現状に違いがありま

した。契約図面の耐力壁量(筋かい)に比べ、確認申請書の耐力壁量が少ないのです。建築基準法施行令で定められた計算式と比較すると、契約図面では基準の二・三二倍、確認申請では一・〇三倍となっています。

確認申請でも確かに法律の基準は超えています。しかし、法律はあくまで最低基準を示しているものであり、設計者は安全率を高めるのが一般的です。

現状の耐力壁は、確認申請の図面によるものでした。施工会社には二つの問題があります。一つは、設計図書に違反するものは建築瑕疵に該当することです。設計図書とは、設計図・工事仕様書・現場説明書・質問回答書をいい、建築主の同意を得ない設計変更も含まれます。施工会社は、契約図面、確認申請図面、現状が違うのはよくあることで、問題はないと主張しています。

二つ目は、勝手に変更した内容が主要構造部の強度に関わる重大事項であることです。木造住宅の新耐震基準は、地震力に対する必要壁量と風圧力に対する必要壁量を計算するもので、この建物は契約図面の

構造強度と現状の構造強度に大きな違いがあります。

建築主は、調査で指摘があるまでこの事実を知りませんでした。地震がなければ、気がつかないことだったと思います。施工会社にとっても、地震によって真相が白日のもとにさらされたことになりました。

\*

石巻市内で、津波による床下浸水を被った住宅を調査しました。石巻市は震度6弱です。木造平屋建てで、地盤は良くありません。深さ一・五メートルまで自沈層が点在しています。地盤調査報告書の考察では、「一部表層部で自沈層が認められます。したがって、根切り後に入念な転圧を行い、締固めを念入りに行ったうえで、ベタ基礎を施工することが妥当です」とあります。はたして、入念な転圧と締固めを行ったかどうかは気になるところです。

建物には津波による浸水の痕跡が残っています。外壁下端の水切りから十八センチメートルまで浸水していることから、基礎パッキンの隙間から流れ込み、床下は水が満杯状態になったと思われます。現状は

水が引いたことから掃除を行って  
いますが、べた基礎には汚泥が残り、  
湿った状態にあります。調査依頼の  
目的は、地震による建物への影響と  
浸水による被害状況の点検です。

各部屋の床の水平度を測定した  
結果、全てにおいて傾斜の勾配は一  
メートルに対し一ミリメートル以  
下、壁の垂直度の傾斜の勾配も一メ  
ートルに対し一ミリメートル以下  
を示しており、この建物は地震によ  
る沈下および変形は生じなかった  
ものと判断できます。外壁・室内の  
ひび割れ・浮き・はがれ・損傷等も  
まったくありませんでした。

通常、床下の水はポンプ等で排水  
する必要がありますが、この床下で  
は自然に排水されたということだ  
す。これは、四箇所にある水抜き穴  
から流れ出たものと考えられ、水抜  
き穴は震災後モルタルで埋められ  
ていました。この水抜き穴は、工事  
中の雨水等の排水のために設けら  
れたもので、工事中に埋めるべきも  
のです。

最大の懸念は断熱材の吸水被害  
です。現状の床下断熱材は押出法ポ  
リスチレンフォームであり、吸水現

象は起こしておらず、現状は乾燥状  
態にありました。なお、フェルト状  
断熱材であれば、吸水被害により使  
用不可能となり、交換を強いられた  
ところでした。

壁および天井の断熱材はグラス  
ウールでした。これらは、防水気密  
シートによる袋入りであることか  
ら、壁下部の浸水に対しても壁断熱  
材への吸水被害は防ぐことができ  
たものと思われれます。念のため、全  
ての断熱材について含水率の測定  
を行いました。その結果、全てが乾  
燥状態にあることから、浸水による  
影響はなかったものと思われれます。  
今後、床下の汚泥を拭き取り、消毒  
を行い、改めて防霉・防蟻措置を行  
うよう助言いたしました。

この建物は、軟弱地盤で震度6弱  
を被ったにも関わらず、まったく不  
同沈下を起こしておらず、建物が動  
いた痕跡もまったくありませんで  
した。

\*

最後に、二年前に第三者検査を行  
った東松島市内の住宅について報  
告します。東松島市は震度6強です。  
木造二階建てで、地盤は良くありま

せん。深さが四メートルまでに自沈  
層が存在することから杭基礎の設  
計です。杭頭処理が適正に行われて  
いないことから、基礎配筋のやり直  
しを行った経過があります。

地盤が悪かったことと震度6強  
で相当に揺れたことから、被害状況  
の調査を依頼されました。私も震度  
6強という経験はありませんから、  
ひび割れや隙間がどの程度生じて  
いるのか不安を持ちながら向かい  
ました。

驚いたことに、外壁にも室内の  
壁・天井にもひび割れや隙間はまっ  
たく見当たりませんでした。クロス  
張りには、しわ一つありません。各  
部屋の床の水平度を測定した結果、  
一階・二階とも傾斜の勾配は一メー  
ートルに対し一ミリメートル以下、壁  
の垂直度の傾斜の勾配も一メート  
ルに対し一ミリメートル以下を示  
しています。この建物は地震による  
沈下および変形はまったく生じな  
かったものと判断できます。

現行の耐震基準は一九八一年(昭  
和五十六年)六月から適用され、通  
称耐震基準といえます。この基準  
の基本概念は次の通りです。

・震度5程度の中地震に対しては層  
間変形角は1/200以下。構造部  
材の状況について、部材は全て許容  
範囲内にあり、大きなひび割れは起  
こらない。非構造部材の状況につい  
て、外装材の損傷はあっても軽微に  
留まる。再利用について、補修が必  
要な場合も軽微な補修で再利用が  
可能。

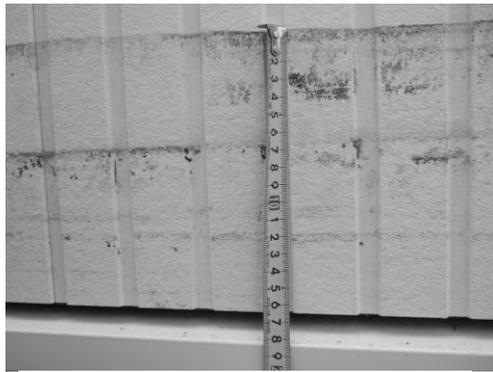
・震度6程度の大地震に対しては、  
層間変形角は1/100〜1/50  
○。構造部材の状況について、降伏  
する部材も出るが、粘りにより地震  
エネルギーを吸収し、倒壊は起こら  
ない。非構造部材の状況について、  
外装材と建築設備に損傷が出る。再  
利用については、慎重な調査を要  
する。

なお、現在の震度5と6に「弱」  
と「強」が設けられたのは、一九九  
六年十月一日の震度階級改定によ  
るものであり、新耐震基準の施行時  
の震度階級とは異なります。現在の  
新耐震基準の設計目標と震度階級  
については次のように設定されて  
いるようです。

・中地震(震度5程度)  
大規模な工事を伴う修復を要する

ほどの損傷を生じない。  
・大地震(震度6強〜7程度)  
損傷は受けても人命が損なわれるような壊れ方をしない。

適切な基礎形式を選択し、適正に耐力壁量を配置すれば、震度6強の地震において地盤が悪くても、地震による損傷は生じないということをも身を持って体験しました。



津波による浸水の痕跡(石巻)

\*

地震発生から二か月半、正確な被災状況はいまだ霧の中です。かつて阪神・淡路大震災では、住宅が損壊した原因のすべてを地震のせいにし、手抜き・施工ミス・設計ミスなどの欠陥原因を覆い隠そうとした

業者の話がありました。この度も、地震がなければ発覚しなかったような事実が、被災地の方々で明らかになっていきます。また、被災した住宅に悪質なリフォーム業者が群がっているという話も出てきました。東北人である私は、地震によって損壊した建物が、本当に自然災害であつたのか、人災が隠されているのか、その真実を明らかにしていく決意を新たにしています。

### 新任建築Gメンの抱負

この度、新たに建築Gメンとなつた三名の方から抱負をいただきましたのでご紹介いたします。

登録番号10001



正会員  
柘植 勝彦

今回、Gメン認証試験に合格しま

した柘植勝彦と言います。私は三〇数年の職歴のほとんどを建築、土木の営業、現場管理ですごしてきました。それなりの実務経験、知識があるつもりでしたが、本会に入会し研修会において話を聞くうちに一部間違つた知識を持っていると認識しました。それは地盤調査方法であります。私としてはスウェーデン式サウンディングに一〇〇%の信頼性を置いてはいませんが、ある程度の信頼性はあり、そのデータ及び他のデータ(造成図、周囲の地形、当該地付近の人の話等)の両方より出した地盤強度はかなり信頼性があると思つていましたが、その半分は信頼性なしとなりショックを受けました。知人に聞いたところ、今は《表面波探査法》で行つていふことですが、その方法の信頼性については分かりません。どなたか詳しい方がいらしたら教えていただければ幸いです。

長年仕事をやってきて、その一部にでも誤りの知識が有るとは露ほどもにも思いませんでした。(幸い今まで施工させていただいた現場において致命的な事象は発生していません)しかし、多くの業者さんの中には間違つた技術、知識のまま業務に携わっている方もいると思います。そのような現状を変えていくには本会の活動は重要かつ有効だと思います。直ちに全てが良い方向に向かうとは思えませんが、地道に着実に活動がなされていると伺っております。入会一年、二回研修会に参加させていただきましたが、私にとつては知らなかった新しい話、自分の経験に照らし合わせて納得出来る話等多くの生きた知識が得られ楽しいです。今後本会の活動に参加させていただくには、まだまだ知らなければならぬことがあります。皆さんに教えていただきながら早く一人前のGメンの一員になるべく努力します。今後ともよろしく願います。



登録番号10002



正会員  
箕輪 勇介

この度、建築Gメンに認証された箕輪勇介と申します。簡単に自己紹介をさせていただきます。

大学卒業後、住宅メーカーに設計担当として数年間勤務後、父(建築大工職人)の後を継ぎ、現在は在来工法の住宅を中心に、大工職人として仕事をしております。

さて、大工職人という仕事をしておりますと、いろいろな欠陥工事に出くわします。しかしながらそれは「故意」にやっているのではなく「施工方法の無知」から生じているのが非常に多いのです。これは、どの業種にもいえることだと思えます。

今、金物や建材は次から次へと新しい製品ができていますが、その使い方や施工方法は誰も教えてはくれません。自分で調べ、試行錯誤しながらやっているのが現状なので

す。

私がこの建築Gメンの会に入会しようと思ったきっかけも、自分では「正しい」と思っているも実は「間違っている」のではないかと、知らず知らずのうちに自分で欠陥住宅を作ってしまったのではないかと、という懸念からでした。

今後は建築Gメンとして、講習会等に積極的に参加し、そこで得た知識を同業の仲間にも広め、少しでも欠陥住宅根絶の力になればと思っております。どうぞ、宜しくお願ひいたします。

登録番号10003



正会員  
安藤 勝啓

この度、建築Gメンの仲間入りさせていただき、安藤勝啓と申します。

建築Gメンとしての私の抱負は、欠陥建築予防の手助けをしたいと

いうことです。

これまでにも欠陥建築を目にする機会があり、その度に感じていたことは、欠陥の多くが建築の本来に基本的な事柄に集中しているということでした。例えるなら毎年のように建築士試験に出題されているような、誰でも知っている『やっつはいけないこと』や『やらなければいけないこと』です。

実際、不具合が現れば何かしらの原因が推定できるでしょうし、全く見当もつかないことは稀だと思えます。(私の話ではなく諸先輩Gメンの方々にとっては)

そういう意味では、欠陥の多くは『想定内』であり、少なくともこうした欠陥は予防できるものと確信しています。

その手助けとなるために、総合的な知識の整理と新たな知識の習得に努力し、実務経験を積み、中村幸安先生の言われた『クリーンハンドの原則』を守り、建築Gメンである以前に一人の信頼される建築の専門家でありたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

一緒に活動しませんか！

**会員の種類：**

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の4種あります。「義務と権利」、「会費」が異なります。

●会員の種類	●年会費
正会員	----- 24,000円
消費者正会員	----- 12,000円
一般会員	----- 6,000円
団体一般会員	----- 48,000円

▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成のために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務への対応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。もちろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いという方向けのものです。会社など団体で登録される場合は「団体一般会員」となりますが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体一般会員であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。

※ご入会の際は入会申込書が必要です。  
事務局までご連絡ください。



新聞ニュースよりの

文責 常任理事 高木 幸一

『耐震不足で』

建築士らに賠償命令

平成二三年三月二五日付「朝日新聞」記事で、構造計算を誤り耐震強度不足のマンションを建設させたとして、分譲マンションの管理組合が建築士らに補修費などの賠償を求めた訴訟の判決が福岡地裁であり、裁判長は「大規模な地震で崩壊や変形を起こす危険がある」として、建築士らに約一億七五五五万円の支払いを命じた。

マンションは鉄筋コンクリート九階建ての四二戸で、一九九九年に入居が始まった。水漏れや外壁にひびが生じたとして、管理組合が二〇〇五年に提訴。建築士が社長だった設計会社(廃業)は不適切な構造計算があったと国から指摘された。判決は、建物の重さが軽すぎるなど建築士の構造計算に誤りがあったと判断。「基本的な安全性が欠けないよう配慮する義務を怠った」と、補修工事費や工事の際の引越し費用などの賠償を認めた。(新聞記事より)

地裁の判決であるので上級審で再び争われると思われるが、一審が欠陥マンションを認定して管理組合側が勝訴したのは有意義で喜ばしいことである。反面、我々専門家としては、安全安心を求められる建物に、何故そのような計算違いが生じ、完成までの多くのチェックをすり抜けて危険な建物が出来上がったしまったのか、非常に残念である。更に高額な賠償金が科せられ、関係者に対する責任の重さが痛感され、我々も更なる啓蒙を促される。

『政府、液状化救済に新基準  
大規模半壊と半壊を新設』

平成二三年五月二日付「朝日新聞」記事で、政府は東日本大震災による液状化被害を救済する新たな基準を発表した。家屋の傾き度合いで「全壊」か対象外かを認定してい

た従来の基準に加え、「大規模半壊」「半壊」を新設。大規模半壊で最高二五〇万円を支給することにした。新基準は被災者生活再建支援法の適用を広げるのが狙いだ。

内閣府によると液状化被害は、浦安市を中心に約一万二〇〇〇世帯が被害を受けた千葉、茨城両県の計約一万六〇〇〇世帯と、東京都、埼玉、神奈川両県でも被害を見込んでいる。

これまでの基準では、家屋の柱や壁が壊れていない液状化被害は一部損壊と認定されることが多かったが、新基準は住宅の傾きや地盤沈下などの要素も重視。従来の基準では、四隅の傾斜が高さ二〇センチに対して水平方向に一センチ以上ずれている場合のみを全壊としていたが、これより小さな傾きも大規模半壊や半壊とした。

この他、家屋の地盤への潜り込みについても新基準をつくり、床上一メートルまでを全壊、床までを大規模半壊とし、基礎の上部より下の二五センチまでを半壊とした。(新聞記事より)

今回の東日本大震災では津波被害

害があまりにも甚大で想像を絶するものであったが、浦安市を中心とした地盤の液状化被害も近年になり甚大なものであった。その被害に対して救済の範囲が広がったことは大変喜ばしいことである。

地盤の液状化は、埋め立て地に限らずどこでも生じる可能性がある、一定の建物規模・用途であれば、地質調査をして地盤改良などの液状化対策を行うことが指導されている。残念なことに住宅は含まれていない。住宅を建てる、購入するときは地盤の液状化についても、専門家に相談し対策が必要かどうか確認することにより、自己保身に努めていただきたい。

『住宅エコポイント、終了五カ月前倒し七月末着工分まで』

平成二三年五月一三日付「朝日新聞」記事で、国土交通省は、省エネ型住宅を新築、改修する際に与えられる住宅エコポイントについて、七月末までに着工した工事を対象にする」と発表した。予定では一二月末

までの着工分が対象であったが、利用者が多く予算超過の懸念が出てきたため、五カ月前倒しする。

住宅エコポイント制度は二〇一〇年に始まり、総額二四〇〇億円を投じ、新築、改修あわせて一二〇万戸の申請で予算が埋まる見通しだが、今年に入って申し込みが増加。四月末で約六六万戸が申請されている。(新聞記事より)

家電エコポイントに続いて打ち出された景気浮揚と環境対策を狙った政策の一環である。大変好評で利用者が多く、家電エコポイントと同様に、予定より早く予算を使い切ってしまうようである。

『楔91号』で紹介したように、住宅エコポイントを悪用したリフォーム被害が増加しており、消費者の方々には被害者にならないよう注意をしていただきたい。少しでもおかしいと思ったら、専門家か消費者センターなどに相談して下さい。



### 事務局からのお知らせ

#### □業務完了後アンケートから

事務局では、調査業務完了後にご依頼いただいた方へアンケートの協力をお願いしています。ご回答を頂いた中から一部をご紹介します。

#### 現況基礎目視調査瑕疵判断

##### ご依頼の方からのご回答

とても親切でいいねいに対応していただき業者との交渉もたいへんスムーズにできました。Gメンにはいつていただいたことによりその後の工事をすごく丁寧にやってもらえました。弱い立場の人のためにがんばってください。(茨城県在住の方から)

#### 介護施設における

##### 完成後の第三者検査

##### ご依頼の方からのご回答

素人の判断では分からないことも、分かり易く説明していただきまし

た。また、工務店との話し合いの際の心得・注意点なども教えていただき大変参考になりました。ありがとうございました。大変重要な活動をなさっていると思います。個人でも欠陥住宅に困っている方々がたくさんいると思います。これからも頑張つて活動を続けて下さい。応援しております。(兵庫県在住の方から)

#### 編集後記

三月一日の東日本大震災から二ヵ月半余りが過ぎ、瓦礫撤去や仮設住宅の建設も本格化しています。が、復興への道のりは不透明でまだまだ険しいものがあります。加えて東京電力福島第一原子力発電所の、事故収束の見通しも不確実で、復興への青写真が描けない状況に追い込まれています。一日も早い事故収束が望まれます。

政治も、今回の大地震や原発事故を政争の具にせず、政治家として一致団結して、復興への支援を進めていただきたい。(K・T)

#### 書籍の紹介

当会 顧問 田中峯子(編)

#### 【改訂版】

### 建築関係紛争の

### 法律相談

青林書院 / 4620円(税込)



#### 内容

- 第1章 土地・建物を取り扱うときの注意
- 第2章 私道・近隣をめぐる問題
- 第3章 建築工事請負契約を締結する前の注意第4章 建築工事普工後の問題
- 第5章 建築の瑕疵に関する問題
- 第6章 建築紛争における損害賠償
- 第7章 建築工事をめぐる紛争

※お求めは近隣の書店にてお願いします